

イタリア年金制度の近年の動向

法政大学岡本義行

要 約

イタリアの年金制度は世界一寛大であるといわれている。1960年代後半以来イタリアの年金制度は質的にも量的にも拡大したが、それについて年金ジャングルといわれるほど、複雑に多数の基金や機構が並立する状況を生んでしまった。同時に、それは年金財政を悪化させる過程でもあり、国債発行の累積が深刻な問題となっている。こうした現状を開拓すべくさまざまな議論が繰り返されてきたが、実際の年金制度改革案は必ずしも全体的な視野に立ったものとはいひ難い。しかし、イタリアの年金制度のるべき方向にそれほどの選択はないであろう。

そこで、簡単にイタリアの年金制度を概観して、現状の問題点を明らかにする。イタリア年金制度の特徴は、先に指摘したように、多数の基金や機構の併存、受給者からみて拠出にたいする給付条件の良さ、年金制度の不正利用ないしは乱用にあると思われる。年金加入者にたいする年金受給者数の比率、とりわけ障害年金受給者制度の乱用、ペニション・ベービーの存在、農業従事者にたいする年金制度上の優遇などが際立っている。

しかし、一方で巨額の年金財政の赤字にもかかわらず、現実におこなわれている制度の改訂

は赤字の拡大につながるものも少なくない。なかでも支給額の上限の撤廃は多くの議論を引き起こしているが、将来年金財政にとって非常に大きな課題となりうる。年金の最低支給額も確実により高い基金にあわせて引き上げられてきている。また、重複受給の場合にも、最低支給額が支払われるべきであるとの憲法裁判所の判断がなされたことにより、今後の負担は大きくなるであろう。

基本的な方向として、これまで考えられてきたように、公的年金によって基礎部分を保障するとともに私的年金によってそれを補完するということになろう。現実の改訂は必ずしもそうした方向と一致しているわけではない。近年のイタリアにおける私的企業年金や個人年金の隆盛をみると、あるいはまた公的年金の非効率、不正利用、赤字をみると、基礎年金方式は不可避であるように思える。しかし、イタリアの現状では長い時間と糾余曲折が予想される。92年ECの市場統合をめぐって、年金制度の改革は単に年金だけの問題ではなく、イタリアでは経済全体のパフォーマンスに影響する重要な課題となっている。

1 はじめに

イタリアの年金制度は現在世界一寛大である

といわれている。1960年代後半以来の労働の攻勢や社会的混乱の中で年金制度は常に労働者側の格好の標的になってきた。しかも、場当たり的な対応によって誰も年金制度の全体像を把握できないほど複雑にするとともに、保険料の拠出についても給付についても条件を緩和していった。しかし、こうしたことが永久に続くことはない。公的年金の赤字は国家財政により尻拭いされてきたが、国債発行による財政赤字の累積も限界に達しつつある。1970年代末以来さまざまな改革案が議論されてきた。そして、一貫性のない微調整といえる程度の改訂は頻繁におこなわれているとしても、改革の方向性は、繰り返される改訂の文脈からは見出しにくい。その方向性についてまた現状の認識について国民的な合意が必ずしも成立しているとは思えない。

1992年に迫ったECの市場統合は制度の競争という側面をもっており、最近では多くの識者は年金制度の公正化と効率化を緊急の課題であるとしている。これまでのような寛大で非効率な公的年金制度のもとでは、他のEC各国との経済競争に遅れをとることは目に見えているからである。高い保険料は労働コストを引き上げるであろうし、財政による肩代わりは必ず高い税率となって国民生活にはねかえることになる。

以下では、近年の年金制度の改正を後付けることによって、その問題点と方向性を探ってみたい。次節で公的年金制度の概要を述べ全体としての問題点を明らかにする。第三節は最近の年金制度改革について述べよう。第四節として、新たな改革の方向性にかんする議論をとりあげることとした。最後に、まとめとしてイタリアの年金制度の改革にかんする見通しを簡単に述べてみたい。

2 イタリア年金制度の現状と問題点

まず、イタリア年金制度を概観してみよう¹⁾。イタリア年金制度の特徴のひとつは多様な基金や制度が分立しているということにある。1984年の公的年金給付件総数（複数受給があるため受給者数ではない）は17,980,563件である。他方、年金加入者は21,643,784人である。公的年金制度の所管と加入者数は表1のとおりである。公

表1 年金加入者数（1984）

政 府	1,803,315
公共事業体	484,926
INPS (*)	17,043,379
従属労働者	11,090,000
独立労働者	4,859,266
直接農業者	1,436,266
手工業者	1,844,000
商業者	1,579,000
他の代替的特別基金	389,609
交 通	150,836
電 話	81,438
徵 稅	7,000
電 力	115,075
牧 師	29,700
航 空	5,560
自主的保険 (**)	10
主婦年金	19,350
特別老齢年金	685,144
郵便職員機構	104,800
地方自治体職員年金基金 (***)	1,313,221
保健所職員年金基金 (***)	84,512
興業者年金	127,500
全国医療従事者年金機構	221,000
INPDAI	122,825
そ の 他	338,217
総 計	21,643,695

Annuario Statistico Italiano 1986

(*) 自主的拠出者を全て含まない。

(**) 集団加入

(***) 1983年のデータ

的年金は大きく三つに分類できる。すなわち、全国社会保障機構 INPS(Istituto Nazionale della Previdenza Sociale) の管轄下にある年金制度、そして国家公務員と国鉄、専売など公営事業体の年金制度、およびその他の年金制度である。INPS の年金は従属労働者年金、独立労働者年金（農業者、手工業者および商業者の年金制度）、その他代替的な特別基金（運輸、電話、徴税、電力、牧師、航空関係者などに従事する者のための年金制度）からなる。その他の年金制度として、地方公務員年金、家事従事者年金、郵便事業従事者年金、保健所員年金、興業関係者年金、医療従事者年金、企業経営者年金機構などが主要な基金ないしは機構である。

ところで、INPS 管轄下の年金に加入する者は年金加入者全体の 80% を越えている。そのうち 65% を占める従属労働者年金は 15 年の保険料拠出期間で受給資格が得られ老齢年金の受給開始年齢は男子が 60 歳で女子が 55 歳である。他方、以上の年齢に達しなくとも 35 年以上の保険料拠出期間があれば、老齢年金と同様な条件のもとで勤続年金が支給される。年金の保障額は拠出期間 1 年につき年金算定報酬（標準所得）の 2% であるから、最低は 15 年の拠出期間で標準所得の 30% であるが、最高は 40 年の拠出期間で標準所得の 80% となる。従属労働者年金には年金支給額について最高限度額が設定されており、それを越えた場合には最高限度額が支払われる。最低年金が存在して、上述の規定をもとに計算された年金額が最低年金に達しない場合には、最低年金までの年金が補填されることになる。保険料についてみれば、その時点における被保険者の所得の 24.31% であり、そのうち 7.15% を労働者側が負担する。再就職した場合には、

その所得の他に最低年金の水準が支給される。重要な争点になっているが、年金の支給額はインフレ調整がおこなわれる²⁾。

既に述べたように、イタリアにはさまざまな年金基金や機構が共存しているが、年金ごとに保険料、給付水準、最高限度額、最低年金、インフレ調整メカニズム、保険料拠出期間などが異なる。近年、加入者の少ない機構は INPS に統合されつつあるが、窓口は一本化しても基金そのものは別建てのままであることもある。INPS の従属労働者年金はイタリアの年金制度の中で最も条件の悪い制度であるともいえる。INPS 所管の独立労働者年金の場合には、1966 年までは高齢者がわずか 1 年の保険料拠出で、しかも非常に低額の保険料にもかかわらず最低年金を受給することができた。その後、保険料は累積的に引き上げられてきたが、拠出と給付の関係でみるとかぎり従属労働者と比較すると優遇されている感はぬぐえない、特に、農業従事者にたいしては、所得水準が低いことや農業の重要性（連帶？）を根拠に、格別低い保険料が適用されており特に優遇してきた。

国家公務員の年金制度については年金特別会計はない。すなわち、国家公務員は給与の 5.6% の保険料を支払ってはいるが、年金基金が設けられているわけではないから国家公務員の年金給付にたいして制約は存在しないのである。したがって、現実にはこの年金制度は非常に寛大な条件が与えられている。たとえば、勤続年金は 20 年であり、さらに女性の場合には結婚するか子供がいる場合には、この期間が 5 年短縮する。20 歳で公務員になったとすれば、男性ならば 40 歳、女性ならば 35 歳において最終所得の 60% の年金受給者になりうる。就職前の大学在

学期間も保険料を拠出すれば、年金の加入期間に算入できる。こうした制度はいわゆるペンション・ベービー（最年少で29歳）を作り出し批判を浴びて、実際の受給開始年齢を繰り下げたり支給額を引き下げたとはいえ制度の本質に変更はないようみえる。また、年金支給額の上限はないばかりでなく、再就職の場合には年金と給与は併給が許される（ただし、再び国家公務員となるときは年金は支給されない）。さらに、国家公務員の年金は定額部分と物価スライド部分からなるが、物価スライド手当の80%が拠出期間とは独立して定額で一律に支給される。拠出年数にたいする支給額は15年の最低期間で標準所得の41.3%，40年以上の最高期間で94.4%に達する。ちなみに、地方公務員の場合は最高で標準所得の100%まで支給されうる。

その他の年金機構や年金基金も独自の基準で運用されているため全体として非常に多様である³⁾。ある年金基金の改訂が他の年金制度の手直しを誘発してさらに受給条件が改善されるといった好循環（悪循環？）もみられる⁴⁾。年齢、就労、扶養者の有無の区別なく遺族年金は受給されうるが、男女平等の権利の主張によって男やもめまでもその権利が拡張された。次節で詳しく述べるように、平等の要求のもとに最近従属労働者の年金支給額の上限が撤廃された。

イタリアの年金制度の中でも最も乱用されている制度は障害年金である。障害年金受給者数はほぼ老齢年金受給者数に達している。そのうち、農業従事者の受給が非常に多い⁵⁾。拠出期間は5年と短く、むしろイタリア固有の南部問題と結びついた失業手当の役割を果たしてきた。最近でこそ受給条件が多少厳しく手直しされ始めたが、長い間この制度は寛容に運用されてき

た。

こうした寛大な年金制度の最大の問題点は当然のことながら年金財政の悪化である。ほんの一部の基金が積立方式を維持しているにすぎない。この場合には、比較的新しい職種であるといった偶然的要素が強い。国家公務員年金はもちろんのこと、INPSが管理する年金についても国家財政によって、すなわち国債の発行によって補填されてきた（表2）。したがって、賦課方式でも制度を維持できていない年金がほとんどである。被保険者／年金受給者の比率は重複受給があるため正確に把握できないが、現在では1.3前後であると考えられる（1955年には3.62であった）。今後の老齢化にどのように対処すべきかがイタリアでも重要な課題である。

表2 社会保険の収支勘定（1984）

10億リラ

支出の部		収入の部	
財サービスの取得	1,141	財サービスの販売	430
従業員の給与	1,946		39,096
移 転	33,421	移 転	39,096
支払い利息	523	受け取り利息	1,984
追加保障	4	保証金	4
直接税	187	保険料収入	83,910
給 付	86,997		
支出合計	125,424	収入合計	125,424

Annuario Statistico Italiano 1986.

上述の点と関連して、不正受給を無視できない。従属労働者の年金算定基準となる標準所得は最終3年間の平均給与から5年間に延長されたが、それ以前の給与を減額して最終5年間を増額するといった操作があとをたたないといわれている。公務員にしても最後の1か月が標準報酬であるが、操作されているといわれている。低賃金の労働者にとっては、最低拠出期間を経

て受給権を得た後は退職して最低限度の年金を繰り上げ受給しながらヤミで働く方が有利である。低賃金の場合には、それ以上長期間働いても給付額が上がらないので、保険料をそれ以上払い込むことは無駄であり最低保障年金を受給することが最良の選択となる。こうして、全受給者の3分の2が最低保障年金受給者といわれている⁶⁾。

最後に、各種の年金制度の並立は個人間そして世代間の所得分配に大きく影響している。インフレ調整部分が肥大してゆくにつれて、定額で支払われるため年金にかんする限り所得は標準化する。これは1960年代後半からの政策目標であったが、行き過ぎは労働意欲に影響しているようにみえる。被保険者からの年金受給者への所得の移転はいうまでもない。国家財政によって赤字が補填されているとすれば、その部分への移転がなされている。手工業者や商業者の平均所得は従属労働者よりも高いにもかかわらず、従属労働者から独立労働者へ所得が移転されている。多様な制度間の不平等の中でも、国家公務員の待遇は際立っている。また、間接的には、多量の国債発行によるインフレも所得分配に影響するであろう。

3 さまざまな改訂の動き

制度の改革や年金のインフレ調整のような改訂は、イタリアでは政治的な状況によって左右されることが多い。GNPの7%にもおよぶ財政赤字の大きな原因となっている年金関係の赤字を、これ以上拡大することは難しい。赤字削減への一般的な合意は形成されているものの、以下でみると個別の利害によって年金制度

のゆくえは必ずしも楽観を許さない。近年の年金にかんする改訂の動きを追ってみよう。

まず最初に、全国経営者社会保障機構 INPDAI (Istituto Nazionale di Previdenza per i Dirigenti di Azienda Industriale) は企業経営者にたいする年金基金である。経営者になると INPS に拠出していた保険料が5年後にINPDAIへ手数料なしで振り替えられる。拠出期間は30年で標準所得の80%の年金が支払われる。この基金においては、被保険者に対する年金受給者は12万人：2.7万人と健全であり収支も黒字である。保険料は他の年金と比較すると高い。しかし、保険料支払いにたいする標準報酬の上限は1985年以来4,186万リラに固定されてきた。ところで、INPSなどの他の年金制度では、82年-84年のスカラ・モービレにしたがい、85年1月1日にインフレ調整がおこなわれたけれども、INPDAIについては87年になって改訂された。1954年に年金受給者となった人は49.5%の評価増を受けた（物価はこの間ほぼ9倍になっている）が、今回の改訂では低額の年金受給者にたいしてしか十分なインフレ調整を行っていない。給付の上限も13カ月で2,500万リラに抑えられている。したがって、5年前から補完的基金 (Fipdai) が設立され、1千万リラまで統合が可能である。

次に、二つ以上の年金受給資格をもつ場合について。この重複受給の場合も、支給額は最低限度額でなければならないと憲法裁判所が1985年12月に判断した。それまでは重複受給にたいしては、拠出した保険料に相当する額が支給されることになっていた。現時点では支払われていないが、これによって利益を受ける人は80万人以上で、そのためのコストは2兆リラ以上に

及ぶ。87年になって INPS は判決にたいする解釈を発表したが、独立労働者については重複は認めていない。しかも、所得が一定額を超過した場合にはインフレ調整を逕らすという法令に基づいて、1983年9月30日当時の最低限度の年金298,500リラに支給は凍結されるであろう。

1984年の法律863号が新たに解釈され、年金の受給年齢に達しなくとも（男性で58歳、女性で53歳に達したとき）パートタイムへの移行により労働時間の削減、すなわち所得が減少した場合に、フルタイムとの差額が年金として補填されることになった。ただし、他の企業でフルタイムで働くか、通常の年金受給年齢に達したとき、この措置は中止される。

1988年1月1日より独立労働者の最低年金が従属労働者の最低年金と同額支給されることになった。3百万人以上の手工業者、商業者、直接農業者は412,250リラの最低年金を受給するとともに、従属労働者と同様スカラ・モービレに基づいてインフレ調整されることになった。この措置は85年の法律140号で成立したが、年金改革と並行することが条件づけられたために実施が延期されてきた。最初の措置は86年の財政法による独立労働者の最低年金の2万リラの増額であった。今回の実施にはさまざまな意見の対立が存在した。INPS はいうまでもなく140号の早期実施を主張したが、国庫省は年金増額よりも他の個別政策を優先することを主張した。しかし、保険料は引き上げられて、88年における被保険者の負担は約2兆リラ増加すると予測されている。手工業者と商業者については収支は黒字であるが、直接農業者については大幅な赤字が予想され88年には36兆リラ、国庫より補填されねばならないといわれている。

また、1988年の財政法21号によって、INPS の管掌下にあるすべての年金基金では、88年1月1日より年金の最高限度額が撤廃されることになった。87年のINPS の年金支給最高限度は38,725,000リラであった。その改正によれば、38,725,000リラまでの受給額については従来どおり2%の拠出1年当たりの保障割合を適用するが、それを越える12,779,000リラにたいしては1.5%を適用し、さらにその額を12,779,000リラを越える受給者にたいしては1.25%を、その額を越える受給額にたいしては1%の保障割合を適用することになる。年金受給限度額の撤廃は以後さまざまな論議を呼ぶこととなった。次節においてさらにこの点を述べることとしたい。

次に、航空関係者の年金基金制度(Fondo Volo)の改革についてみよう。航空関係者年金は社会の動向から遊離して、一人歩きしてきた深刻な例のひとつである。被保険者と年金受給者との比率は7：1から4：1に低下するとともに、収支の赤字額が900億リラに達しその赤字を解消するためには、保険料を被保険者の所得の48%まで増加しなければならない。

労働大臣は航空関係年金にたいして改正案を提示した。労働者側はこの基金が INPS の他の基金に統合されるのを避けるために、改革案がドラスティックであるにもかかわらず受け入れた。積立方式から賦課方式への変更、保険料の所得にたいする割合を27%から34.5%への引き上げ、拠出期間は25年より30年へと延長する。繰り上げ受給については15年の拠出で45歳であったものを、15年の拠出で50歳ないしは20年の拠出で45歳に変更する。年金計算の基礎となる標準報酬については、現行の最終3年間における

イタリア年金制度の近年の動向

る最高所得の12カ月から最終5年の平均所得へと変更するというものである。また、拠出期間1年当たりの保障割合を3%から2.5%へと低下させる。年金の受給最高限度額もはじめて導入されることになった。

航空関係者年金基金は年金受給者にたいして拠出額が極端に低かったばかりでなく、標準所得を高めるために最終の12カ月の報酬を増加させる不正の横行にもよる。西暦2000年には、被保険者と年金受給者との割合が2:1となると予測されているので、以上の措置でも不十分であると予想できる。

全国ジャーナリスト社会保障機構 INPGI (Istituto Nazionale di Previdenza dei Giornalisti) の年金制度改革について述べよう。この基金は40年間の拠出によって、標準所得の80%に達するよう拠出1年当たりの保障割合を2%として受給してきた。従来年金給付額3700万リラを越える部分については給付額が増加しなかつたが、INPSの提案は、それを超過する部分について保障割合を2%未満で支払うというものである。この基金のもとでは給付額の最高限度額があるにもかかわらず、拠出は青天井である。INPSは給付額以上の拠出はおこなわないと変更することによって1兆リラ失うことを恐れた。また、給付条件のよい INPDAIへの加入者の逃避を阻止することをこの改正でねらったのである。

この改正案は比較的所得の高い人々に好評である。従来の上限を越える部分については、補完的年金の新しい形態であるともいわれている。以下で述べるように、現在私的な補完的年金制度が注目されている中で、最初の公的な補完年金ともいえるものである。

これまでみたように、最近の年金制度改訂の動向を繋ぎ合わせても、全体像が必ずしも浮かび上がってこない。そこで、さらにいくつかの制度改訂に注目して、イタリアの年金制度の方向性を探ってみよう。

4 新たな改革の方向性

西暦2010年におけるイタリア年金の財政状態がどうであるかにかんする予測がおこなわれている。INPS、政府の計理部門そしてイタリア銀行の将来予測に大きな相違がみられる。INPSの予測によれば、2010年におけるINPSの年金財政の赤字は41兆リラ、所得に占める年金への拠出の割合は37.45%である。イタリア銀行の予測では、赤字幅は100兆リラを越えて拠出の割合も実に57.48%に達する。政府の計理部門の予測はその中間にある。

予測能力という点ではINPSに問題はあるが、相違の原因のひとつは年金受給者となる年齢にたいする仮定の相違である。現在にたいする過去の時点での予測は繰り上げ年金受給者の増加によって大きな誤算となった。また、平均給付額の動向にかんする予測の相違もみられる。INPSでは平均給付額の現役労働者の所得にたいする比率を85年の0.46から2010年においてもそれほど変わらない0.49と予測している。イタリア銀行ではその数字が0.63まで上昇すると仮定しているのである。恐らく現在の状況を放置するならば、イタリア銀行の予想に近い結果となるだろう。ただし、この推定には年金受給額の上限撤廃が考慮されていないし、インフレ調整についても改訂以前のものである。

ところで、これまでみたようにイタリアの年

金制度は世界で最も寛大な年金制度といえるであろう。実際には受給額の低さに不満が絶えない。その理由は現在の受給者の拠出期間が、60年代ないしは70年代に年金に加入したために、短いということによるのである。拠出期間が短いにもかかわらず、繰り上げ年金制度の多用によって年金受給者となる。もちろん、よく知られているように、レイ・オフされた者が早期の年金受給をせまられたり、失業手当としての障害年金受給という場合もある。しかし、制度の乱用により実質的な年金受給開始年齢が低下していることが大きな問題なのである。

給付額に不満をもつ年金生活者は多様な年金制度の並立のなかで、少しでも条件の良い制度に附帯するように政治的圧力を行使する。他方では、豊かな人々が「黄金の年金」を受給している現実が存在する。航空関係者の基金のように、内部では既に対応できない状況に陥った基金や機構も現れている。したがって、各種年金制度の一元化が課題であるとともに、給付額が拠出した保険料を越えない制度づくりが要求されている。さもなければ今後高額の年金の支払いとともに、平均寿命の長期化や人口構成の高齢化がこれまで以上の問題となるだろう。

こうした課題にたいして実際さまざまな議論がおこなわれている。ひとつの論点は標準所得の計算にかんするものである。拠出した保険料と給付額とを直接関係づけることは、給付額の低下をともなうために議会の反対が強いばかりでなく、INPS にとって技術的に難しいとされている。主要な現行の方式は既に述べたように、最終の5年間における給与の平均である。ところが、その間に恣意的な昇進がなされ、標準所得が引き上げられるケースが多い。労働大臣の

諮問機関は標準所得算定の期間を5年から10年ないしは15年に延長することを提案している。この措置は INPS の支出を3%から5%減少させるにすぎないけれども。

INPS における給付額上限の撤廃はイタリア年金制度の本質にかかわっている。88年の財政法で政府は INPS にたいして92兆リラを充当しているが¹⁾、最高限度額の撤廃は将来大きな負担になるであろう。現在のところ障害年金の受給資格やインフレ調整ほどコスト上の負担は少ないが、受給額上限の再導入が政治的な問題となっている。それは近年の公的年金制度改革と逆行するからである。改革の方向は三つの柱からなる。第一に公的年金は給付の基礎部分を保障する。第二に、労働者グループの要求にたいして集団ないし企業の基金で対応する。第三に、個人の要求にたいして個人年金で対応するというものである。上限撤廃の根拠は高額の拠出にもかかわらず給付には限度があるという不公平であるが、年金制度の危機の中でこうした政策が実施されることこそが問題なのかもしれない。

イタリアでは近年私的年金の発展がめざましく、個人年金だけでも87年に5兆リラ以上集めたといわれている。また、企業年金が現在注目されている。大企業の一部で労使によって合意が成立して、私的企業年金が実施された。金属機械労組 (Federmeccanica) は公的年金の重要性を主張し私的企業年金に強く反対しているけれども、イタリア IBM が先鞭をつけ、モンテディソンその他大企業も追随している²⁾。イタリア IBM は次のように87年1月に労使で合意した。すべての従業員を対象として、従業員と企業が50対50の割合で、すなわちそれ

それが給与の2%プラス公的年金の拠出上限を越える部分については給与の5%を拠出するというものである⁹⁾。しかし、私的年金のゆくえは公的年金の給付限度額の再導入問題や給付の条件に依存するだらう。

5 おわりに

イタリアの年金制度はひとつの岐路にあるといえるかもしれない。巨額の年金赤字、すなわち財政赤字を累積しつづけることは、金利、インフレ、リラの対外相場などのマクロ経済のパフォーマンスを悪化させる。同時に、現行の年金制度は企業にとって労働コストを高めるばかりでなく労働のモラールの低下や地下経済の拡大を生み出している。今後、これ以上の保険料の引き上げは拠出の回避をおこすであらうし、経済のサービス化は独立労働者を増加させることで回避が増加するであらう。実際、INPSが想定しているほど将来保険料収入の大幅な増加は望めそうもないよう思える。

したがって、現行の勤続40年で標準所得の80%を保障するといった公的年金制度の政策目標は、いずれ変更を余儀なくされるだらう。実際水脹した標準所得の80%あるいは100%を年金として、あるいはほとんど拠出しない労働者にもかかわらず高水準の最低限度年金を、あるいは失業手当として障害年金を保障しつづけることは困難である。既に述べた状況の中で、遠からず他のヨーロッパ諸国なみに給付の条件が抑制されざるをえないと思われる。現状のイタリアはその方向を探っている過程とみることができるものかもしれない。先に述べた三つの柱にそつて、基礎的年金を公的部門が保障し、私的年金

によって補完するというシステムが有力であらう。しかし、イタリアの現状からみて、当然のことながら長い時間と糾余曲折が予想される。

(注)

- 1) この小論は年金制度そのものの説明を目的としていない。詳しくは〔3〕〔4〕参照。
- 2) 1%のインフレ調整には1兆リラ必要といわれている。
- 3) たとえば、被用者期間が1年以上あれば退職後も継続して保険料を支払って、受給資格を取得することができる任意継続被保険者制度も存在する。
- 4) これが最低給付額を押し上げてきた。
- 5) 農業者についてみれば、現在障害年金受給者は老齢年金受給者数の約3倍である。
- 6) [6] の191ページ参照。
- 7) 4兆リラを累積赤字に、3.6兆リラを最低支給額の引き上げや87年度の赤字に、そして16.504兆リラを年金と社会保障費との分離にともなう臨時支出に向けている。
- 8) その他 IRI, FIAT, OLIVETTI, ENI, ENE L, HONEYWELL, MONDATORI などが企業年金を導入ないしは導入を計画中である。
- 9) 年金基金の運用に問題があるともいわれている。たとえば、情報開示などについて。

参考文献

1. ARTONI Roberto, "Come i pensionati finanziarono l'economia", *Politica ed Economia*, Feb. 1987.
 2. GERFI Marco, "Le pensioni integrative, un ottimo affare per chi?", *Politica ed Economia*, Maggio, 1987.
 3. 藤川鉄馬, イタリア年金制度とその改革とその方向(上), 海外社会保障情報, No. 64, 1983, 12月
 4. 藤川鉄馬, イタリア年金制度とその改革とその方向(下), 海外社会保障情報, No. 65, 1984, 3月
 5. INPS, *Manuale di informazione per gli operatori dell'INPS*, 1986
 6. カステリーノ・オノラト, 「イタリア……年金のラテン式運営法」, 年金崩壊の危機, J. J. ローザ編, 高山憲之訳
 7. Ministero del lavoro e della previdenza sociale, *Report '87 Labour and Employment Policies in Italy*
- その他, il Mondo, Mondo Economico, Sole 24-Ore, の記事を参照。